

日瑞文化協会 やまと

協会規約



A. 一般規定

1. スイス連邦民法第60条に基き、本協会は、Schweizerisch-Japanischer Kulturverein Yamato、和名「日瑞文化協会 やまと」と称し、その拠点をザンクトガレン州ヴィール市に置くものとする。
2. 本協会は、異文化間の出会いと全人類の相互理解を深めることを趣旨・目的とする。
3. 本協会の活動は、あらゆる文化的イベントの企画もしくは参加を含み、例としてコンサート、国際フェスティバル、各種見学、研修旅行などがある。さらに、本協会は、いわば異文化間の「仲介・相談所」として、スイス在住の邦人を支援する一方、邦人以外の人たちには日本に関する情報を提供する機能を兼ねるものとする。

B. 会員規定

1. 年齢満16歳以上であり、本協会の趣旨を積極的に支援し、かつ会費を納めるすべての成人は誰でも会員となることができる。同様に団体や法人も団体会員になり得る。ただし、個人会員同様、投票権は一票のみ許され、おのこの代表がこれを行行使する。
2. 会員期間は、現行年12月31までに退会の意思が表明されない限り、自動的に一年間延長される。
3. 会員は、本協会の役員会にその旨を文書で申し出ることによって、随時退会することができる。ただし、事実上の退会時期とは無関係に、（12月31日までに退会の申し出がない場合）翌年の元旦を迎えると同時に年会費全額の支払い義務が生じる。退会する者にはいかなる要求も認められない。
4. 会員の除名・排斥については、役員会が決定する。
5. 本協会に顕著な貢献をした者に、名誉会員の肩書きが授与されることも可能である。名誉会員は、会員としてのすべての権利を有するが義務は負わない。





C. 組織

1. 本協会の運営機関は以下のとおりとする。

- 総会
- 役員会
- 経理監査

役員会は最低三人の会員から成り、役員会内で職務を決めるが、会長は採決で選ばれるものとする。役員任期は二年。再選による延長も可能である。

2. 総会を最高機関とし、会長が司会をする。総会案内は議事録を含む文書で役員会が郵便又は電子メールで発行する。定例総会は、一年に一回、最初の三ヶ月以内に開かれるものとする。また特殊な状況下では、ヴァーチャル総会を通して決議や選挙を行うこともできる。

3. 臨時総会は、役員会、または会員総数の三分の一が要求した場合に開かれる。

4. 総会では以下が取り扱われるものとする。

- 活動報告と年度決算報告の承認
- 予算の認可と会費の決定
- 会長とその他の役員を選出
- 監査担当員の選出
- 役員会から提出された案件に関する議決
- 協会規約の改定・改正に関する議決
- 名誉会員に関する議決

5. 規定にのっとり召集された総会では、多数決によって決議される。同数の場合は会長が最終決定を下す。

6. 役員会は、会長の他、書記と経理担当役員の最低三名によって構成され、各々の職務は役員会内で決めるものとする。

7. 役員会は本協会を代表して業務を執行する。なお会長と経理担当役員は法的拘束力を有する署名をすることができる。

8. 年度決算報告書を監査し、総会で承認申請をするのは監査担当員とする。





D. 財政

1. 本協会の資金は本協会の趣旨・目的に沿って用いられなければならない、以下の手段で集められる。

- 会費（個人/団体会員、カップル、16歳から25歳までの青年・学生会員、後援者ならびに名目会員）
- 各種行事、イベント
- 各種事業
- 寄付金

2. 会費は、振込用紙の受領後30日以内に支払うものとするが、総会の際に経理担当役員に直接払い込むこともできる。

3. 本協会は、本協会の財政にのみ責任を負うものであって、会員個人のそれには全く関与しない。

E. 最終規定

1. 本協会の活動年度と会計年度は、1月1日に始まり、同年12月31日に終わるものとする。

2. 本協会を解散するには、全会員の三分の二の同意を必要とする。すべての決算後に残った資金は慈善目的に用いられる。

3. 本協会規約は2021年7月3日の定例総会にて認可され、即日施行されるものとする。

日瑞文化協会 やまと

会長	ランパルト・藤井敦子
経理	クリストフ・ランパルト
書記	ゲオルグ・シュテルツナー

2021年7月3日 於ザンクトガレン市

